

平成26年(行ウ)第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函館市

被告 国外1名

準備書面 (20)

テロ等の危険性

平成29年(2017年)1月18日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 河合弘之 外

目次

第1	テロリズム及び他国からの武力攻撃による原子力災害の危険性.....	2
1	テロ等の発生も想定した必要な規制を行う必要があること.....	2
2	世界でもっとも厳しい安全対策を行うべきこと.....	2
3	原発がテロ等の標的となり得ること.....	3
4	国民保護法等に基づく想定.....	6
第2	大間原発の立地とテロの危険性.....	7
1	特定海域に面した原発.....	7
2	立地についてのIAEA安全基準.....	9
3	小括.....	9
第3	航空機衝突対策の不備.....	10
第4	信頼確認制度の不備.....	13
第5	侵入者対策の不備.....	14
第6	他国からの武力攻撃の危険性.....	16

本準備書面では、第1でテロリズム及び他国からの武力攻撃による原子力災害の危険性を確認し、第2以下から具体的に考えられるテロリズム等についての規制の不備や原告の権利侵害の具体的危険性について述べる。

なお、第2の大間原発の立地条件に基づくテロリズムの危険性と第3の航空機衝突対策の不備については、本件の行政事件、民事事件に共通する問題と考えているが、第4の信頼確認制度の不備、第5の侵入者対策の不備、第6の他国からの武力攻撃の危険性については、民事事件だけに関係する論点として主張する。

第1 テロリズム及び他国からの武力攻撃による原子力災害の危険性

1 テロ等の発生も想定した必要な規制を行う必要があること

福島第一原発事故を受けて改正された原子炉等規制法には、第1条（目的）に「テロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行う」ことが明示されるようになった。原子力基本法2条2項では、安全確保は「確立された国際的な基準」を踏まえるべきことが明示されるようになった。

したがって、本件原発について、確立された国際的な基準を踏まえ、テロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制が行われていなければ、本件処分は違法であり、具体的危険性が認められることになる。

そして、原子力関連法規の趣旨が深刻な災害が万が一にも起こらないようにすることにある以上、上記「必要な規制」とは、深刻な災害が万が一にも起こらないといえる程度の規制をいうと解するべきである。

2 世界でもっとも厳しい安全対策を行うべきこと

(1) 原子力基本法第2条第2項及び原子炉等規制法1条の規定は、米国等の最先端のテロ対策と同様の対策を講じることを要求するものである。

国会事故調報告書は、福島第一原発事故の教訓として、次のように原子力法規制の抜本的見直しの必要性を指摘している（甲D1・531頁）

日本の原子力法規制は、本来であれば、日本のみならず諸外国の事故に基づく教訓、世界における関連法規・安全基準の動向や最新の技術的知見等が検討され、これらを適切に反映した改定が行われるべきであった。しかし、その改定においては、実際に発生した事故のみを踏まえて、対症療法的、パッチワーク的対応が重ねられてきた。その結果、予測可能なリスクであっても過去に顕在化していなければ対策が講じられず、常に想定外のリスクにさらされることとなった。また、諸外国における事故や安全への取り組み等を真摯に受け止めて法規制を見直す姿勢にも欠けており、日本の原子力法規制は、安全を志向する諸外国の法規制に遅れた陳腐化したものとなった。

(2) この点、政府は世界で最も厳しい水準の規制であることを原発運転の条件としている。

安倍晋三内閣総理大臣は、平成26年(2014年)1月24日の第186回国会施政方針演説において、「原子力規制委員会が定めた世界で最も厳しい水準の安全規制を満たさない限り、原発の再稼働はありません。」と述べた(甲A27「第百八十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説」)。

また、平成26年(2014年)4月11日に閣議決定されたエネルギー基本計画でも、「原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。」とされている(甲A28「エネルギー基本計画」22頁)。

このように政府が世界で最も厳しい水準の規制であることを原発運転の条件としていることからしても、米国等の水準よりも緩やかな規制で足りるとすることはできず、同水準よりも明らかに劣るテロ対策に起因する原子力災害のリスクが社会的に許容されているとも考えられない。

3 原発がテロ等の標的となり得ること

上記のとおり、改正された原子炉等規制法から、テロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行う必要があることは明らかであるが、念のため、原発がテロリズムその他の犯罪行為の標的となり得ることを確認する。

(1) 福島第一原発事故によるメルトダウンは、山側にある外部電源や海側の非常電源と海水ポンプが地震及び津波でその機能を断たれた結果、原子炉の冷却に必要なすべての機能が失われたために発生したのであるが、その原因が原子炉建屋の外に存在していたことは非常に深刻な問題を生じさせることとなった。

すなわち、これまでのセキュリティ上の要所ともいえる原子炉建屋や中央制御室を占拠する必要はなく、テロ攻撃により周辺施設の電源設備や海水ポンプに深刻なダメージを与えることで冷却機能を喪失させれば、メルトダウンを引き起こせることをテロリストに広く認識させてしまうこととなったのである。

さらに、福島第一原発事故により、東北地方を中心に日本の国土の広範囲に放射性物質が拡散し、社会的・経済的に甚大な被害をもたらし、その被害が極めて長期に及んでいることは、核を用いたテロを実際に起こした場合の有効性を明らかにしてしまふことにもなってしまった。

(2) この点、そもそも原発を標的とするテロなど起こらないなどという暴論もある。しかし、重要な発電インフラであり、強力な「ダーティーボム」(殺傷力によってではなく、放射能による環境汚染によって損害と不安・混乱を与えることを目的とした爆弾)でもある原子炉が、潜在的なテロリストの標的にならないはずはない。

実際、国際的カウンターテロのデータベースでは、昭和45年(1970年)から平成11年(1999年)までの間、原発を標的としたテロ事件が167件報告されている。これとは別の報告では、米国では昭和44年(1969年)から昭和50年(1975年)までの間だけで240件の爆破予告があり、実際に爆発が起こったか、辛うじて未遂で食い止められたものが14件あったという。ロシアでも平成7年(1995年)から平成9年(1997年)までの間に50件の脅迫があったという。

米国9・11テロ事件の計画立案者が航空機衝突の標的の一つにニューヨーク近郊のインディアン・ポイント原発を入れていたことも明らかになっている(甲F20・556～558頁)。もしニューヨーク市近郊にあるインディアン・ポイントに航空機を突入させていた場合は、数十年単位でニューヨーク州の広

範な地域が人の住めない地域になっていたとも考えられる。

平成28年(2016年)3月に発生したベルギーの連続テロ事件でも、原子力施設の襲撃が検討されていたと報じられている(甲F2『原発のテロ対策』は、驚くほど整っていない チェルノブイリ30周年で考えるお寒い現実)。

世界の中でも、特に軍隊を持たず銃規制も厳しい日本では、原子力関係施設のテロリスト対策が甘いことは度々報じられており(甲F3「テロリストの格好のターゲット」日本の原子力施設,“安全神話”を海外メディア糾弾,甲F4「日本の原発はテロに対する防御が甘すぎる 『秘密主義』に日独の専門家が警鐘」),日本の原発がいつテロリストに狙われても不思議ではない。

- (3) 外務省は、昭和59年(1984年)、日本の原発が空爆やミサイル攻撃を受けたり、テロリストの襲撃にあたりして原子炉や設備などが破壊された場合の被害予測をしている。そのきっかけは、昭和56年(1981年)のイスラエルによるイラクの原子炉施設を爆撃した事件に端を発し、当時20基の原発が稼働していた日本も他人ごとではなく、政府は攻撃禁止に関する条約づくりの材料にしようと、財団法人日本国際問題研究所に委託し、昭和59年(1984年)2月に「原子力施設に対する攻撃の影響に関する一考察」という報告書が完成したというものである(甲F5,甲F6)。

当該報告書では、特定の原発は想定せず、日本の原発周辺の人口分布とよく似た米国の原発安全性評価レポート(「立地基準開発のための技術ガイド」(82年))を参考に被害が予測された。

当該報告書では、①送電線や原発内の電気系統を破壊され全電源を喪失、②格納容器が大型爆弾で爆撃され全電源や冷却機能を喪失、③命中精度の高い誘導型爆弾で格納容器だけでなく原子炉自体が破壊の3段階に分けて研究され、②のケースについて放射性物質の放出量を福島第一原発事故の100倍以上大きく想定し、様々な気象条件のもとで死者や患者数などの被害予測を算出したところ、緊急避難しなければ平均3600人、最大1万8000人が急性被ばくにより死亡すると予測、住めなくなる地域は平均で周囲30km圏内、最大

で87km圏内とした。③の場合は「さらに過酷な事態になる恐れが大きい」と記した。

しかし、この研究結果は、当時、米国スリーマイル島原発事故の影響で原発立地への反対闘争が高まり、外務省による原発への攻撃を想定したこの被害予測が露見すれば各地の反原発運動をさらに刺激し拡大する恐れがあったため、公にされることはなかった。

(4) 日本に対するテロの危険性についても、「味方の敵は敵だ」という集団的自衛権の論理によって世界から「敵」を呼び込む恐れが強まっているといえる。I S I L（「イスラム国」を名乗る過激派組織）は、シリア等のI S I L周辺国を支援するとして日本を敵視し、報復、見せしめとして日本人ジャーナリストの後藤健二氏らを殺害した。I S I Lは、後藤氏らを殺害する際の平成27年（2015年）2月のビデオメッセージで、日本に対する宣戦布告に等しいテロ予告を行っている。

(5) このように、原発を標的にしたテロは、世界中で多数発生しており、日本でも原発を標的にしたテロの発生を想定した被害予測が行われていたところ、福島第一原発事故を契機として、原発がテロの標的となる危険性は、いっそう高まっているといえる。

そして、平成13年（2001年）9月11日の米国同時多発テロ事件から近時のフランス、ベルギーなどでの同時多発テロに見られるように、テロは国際化、大規模化の方向性に進んでおり、近い将来日本で大規模なテロが発生してもまったく不思議ではない。

4 国民保護法等に基づく想定

さらに、大間原発にとって脅威となり得る人為事象はテロばかりではない。他の国家から武力攻撃を受ける事態も現実的に考えられる。

被告国は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（「国民保護法」）32条に基づき、国民の保護に関する基本指針（甲A29）を定めている。同基本方針第1節には、武力攻撃事態の類型として、①着上陸侵攻、

②ゲリラや特殊部隊による攻撃，③弾道ミサイル攻撃，④航空攻撃の4つが規定されており（11頁以下），特に②について原子力事業所が攻撃される場合を想定している。同第5章第1節では，原子力事業所等が破壊され，大量の放射性物質等が放出され周辺住民が被ばくすることも想定されている（72頁）。

原告は，国民保護法35条に基づき国民保護計画の作成を義務付けられているためこれを作成し，武力攻撃事態における避難実施要領や前記4つの類型に応じた住民の避難誘導の留意点等を定めている（甲A30・51頁）。大間町の国民保護計画では，武力攻撃によって原子力事業所が破壊されることも想定されている（甲A31，広報おおま2007年9月号）。

このように，昨今の日本を取り巻く安全保障の状況からして，テロリストや他国による武力攻撃が大間原発に対してなされる危険性は現実的なものである。大間原発に対してテロリスト等による武力攻撃が加えられれば，原告が被る被害は，原告に対し直接武力攻撃が加えられた場合をも上回る事態が十分予想されるのであり，そのような重大な危険性を看過することは到底できない。

第2 大間原発の立地とテロの危険性

1 特定海域に面した原発

大間原発が面している津軽海峡は，東西約100キロメートル，最大水深は約450メートルであり，言うまでもなく青函トンネルやフェリー等で北海道と本州を結ぶ重要な海峡である。

日本は，領海の幅を沿岸から12海里（約22キロメートル）に設定しているが，外国船が多く通過する津軽海峡や宗谷海峡等5つの海峡だけは「特定海域」と定め，領海幅を3海里（約5.6キロメートル）としている。これらの中央をあえて公海とし，領海内で行使できる権利を放棄しているのである（その実質的な理由は我が国が非核三原則を遵守するための措置であるなどと指摘されている。甲D64『侵される日本 われわれの領土・領海を守るために何をすべきか』220頁）。

津 軽 海 峡



【海上保安庁ホームページ 管轄海域情報～日本の領海～ 特定海域¹】

このように、鉄道や船で結ばれ、日常的に利用されている津軽海峡の真ん中に我が国の法律が適用できない海域が存在していることはあまり知られていない。対岸を目と鼻の先に見ることができ、海底にはトンネルが掘られている海峡だが、その中央部は、国家主権を持たない公海なのである。

津軽海峡をはじめとした海峡の管理が安全保障上も重要であることは当然のことであるが、現実には、平成12年(2000年)に中国海軍の砕氷型情報収集艦が日本海を北上し、我が国を挑発するように津軽海峡を2日間かけて1往復半し、太平洋へと通り過ぎるという事態が発生した。これは明らかに示威行為であるものの、公海であり国際法に触れるものではなく、日本政府が中国政府に抗議しても相手にされなかった。また平成20年(2008年)にも4隻の船が日本海から太平洋に向けて通過したが、このときも対応する術を持たず、ただ見過ごすだけであった(甲D64・225頁)。平成28年(2016年)2月

¹ <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/JODC/ryokai/tokutei/tokutei.html>

2日、翌平成29年（2017年）1月5日にも、中国海軍の艦船が津軽海峡を通過している（甲D70 テレ朝news「中国海軍が津軽海峡を横断 領海侵犯はなし」、甲D71 YOMIURI ONLINE「中国の軍艦が津軽海峡を通過…領海侵入なし」）が、領海侵犯がないため日本は抗議すら出来なかった。

これは、日本の原子力発電所の中では大間原発だけの特殊な立地条件である（甲D65 佐藤暁 大間原子力発電所に関する意見書Ⅱ-32）。国籍不明船であろうがどのような船でも自由に航行できる津軽海峡に面している大間原発においては、時速数十キロの能力のある高速艇であれば公海上から10分もあれば大間原発敷地付近へ接岸し、武装集団を突入させることが可能である。公海上から大間原発へ向けて携行式のロケット弾を打ち込んでくることも比較的容易に出来る。

2 立地についての IAEA 安全基準

IAEAの安全基準のうち立地について定めた“Site Evaluation for Nuclear Installations” No.NS-R-3(Rev.1)（甲A32）の2.1a.には、「外部事象（自然現象および人的事象）による影響」が規定されており、この「人的事象」にはテロリズムによる破壊行為も含まれる（甲D66 書証綴り（大間原発 函館地裁 佐藤暁 主尋問）107頁）。同2.2には、「不適切と判断され、摘出された欠陥に対して、設計、防護対策、手順書によって十分に補い得ない場合には、当該の設置場所は不適切と見なされる」と規定されている。

日本の規制基準では、そもそも人的事象による影響を立地審査で評価する仕組みになっていないので、立地審査で摘出された結果を他の部分で補うという審査もなされない。

3 小括

このように、「確立された国際的な基準」（原子力基本法2条2項）であるところの IAEA 安全基準において、人為事象、すなわちテロリズムによる立地審査の必要性が規定されているにもかかわらず、設置許可基準規則等、現在の規制基準には、テロリズムを想定した立地審査に係る規定はまったく存在しない。

原子炉等規制法 43 条の 3 の 6 第 4 号は、発電用原子炉施設の位置について災害の防止上支障がないものとするべく、原子力規制委員会に規則制定権限を授与しているところ、テロリズムのリスクを想定した立地審査に係る規則を設けないのは、同条の委任の趣旨を逸脱するものである。これについて規則が改正される目処は現在まったく立っていないのであるから、そのような規則に基づいてなされる本件処分は違法であると言う他ない。

大間原発については、立地についての特異性からテロリズムに起因した原子力災害によって原告の権利が侵害される具体的危険性があり、その損害は重大である。

第 3 航空機衝突対策の不備

1 原発に対する故意による航空機の衝突は、9・11 米国同時多発テロ事件の実例があり、かつ、原子力施設それ自体が巨大なターターボムであることが明らかになった今日においては、破壊活動の意思を持つ者にとって、有力な選択肢であることが周知の事実となった。前記のとおり、米国 9・11 テロ事件の計画立案者が航空機衝突の標的の一つに原発を入れていたことも明らかになっている。

2 設置許可基準規則 42 条では、故意による大型航空機の衝突に対処するため、特定重大事故等対処施設について規定されるに至った。

同条の解釈 1 項(a)では、特定重大事故等対処施設については、原子炉建屋との離隔要件（例えば 100 m 以上）を確保するか、又は故意による大型航空機の衝突に対して頑健な建屋に収納することが規定されている。さらに、そのような頑強な建屋かどうかを評価するため、「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド」（甲 A 3 2）や「実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価に関する審査ガイド」（甲 A 3 3）が策定されている。

3 だが、原子炉建屋に故意に大型航空機が衝突するような事態になれば、たとえ特定重大事故等対処施設が健全であっても原子力災害の発生を防ぐことは容

易ではないのであるから、多重防護の観点からまず考えるべきは、特定重大事故等対処施設を頑強な建屋に収納する等ではなく、原子炉に大型航空機が衝突しても安全上重要な機能に支障が生じないような設計を要求することである。

- 4 海外では、航空機落下・衝突から原子炉を守るために、遮蔽建屋（NRC）や二重の格納容器（EUR）が設計で要求されているところもある（甲F7「世界標準と安全設計について～原子力エンジニアからの一提案」4頁）。ドイツでは小型ジェット機の突入に耐えられないと評価された原発が閉鎖に追い込まれた（甲F4「日本の原発はテロに対する防御が甘すぎる」）。さらにドイツのシュレスビヒ・ホルンシュタイン州上級行政裁判所は、平成25年（2013年）6月、テロリストが超大型旅客機エアバス380を使って意図的に攻撃を行う可能性を検討対象にしなかったことを調査不足と認定し、中間貯蔵施設の設置許可を取り消している（甲F8・6-11頁）。
- 5 特に航空機衝突に弱いと考えられるのが使用済み核燃料プール（使用済燃料貯蔵槽）である。福島第一原発事故において4号機建屋が爆発して使用済み核燃料が非常に危険な状態に陥ったことから、使用済み核燃料プールの脆弱性や重大な危険性が明らかになり、テロの具体的な標的になったと考えるべきである。
- 6 航空機の衝突を特定重大事故等対処施設などシビアアクシデント対策でしか考慮しないというのは、前記のような海外の厳しい設計水準からすると、今の日本の基準はかなり見劣りする。新規性基準では、選択的とはいえ特定重大事故等対処施設については航空機衝突に耐えられる頑強な建屋に収納することを要求しておきながら、危険源となる原子炉や核燃料プールについてこれを要求していないのは、一見して不合理である。

原子炉等規制法43条の3の6第4号は、発電用原子炉施設の設備について災害の防止上支障がないものとするべく、原子力規制委員会に規則制定権限を授与しているところ、故意の航空機衝突からの防護を原子炉や核燃料プールの設計基準として求めないのは、同条の委任の趣旨を逸脱するものである。これについて規則が改正される目処は現在まったく立っていないのであるから、そ

のような規則に基づいてなされる本件処分は違法であると言う他ない。

- 7 また、故意の航空機衝突によるテロを設計で想定する場合は、米国同時多発テロの経験を踏まえつつ人為的に最も厳しい条件が与えられると考えるのが当然であり（甲D67 証人調書（佐藤暁）52頁）、これを踏まえられていない基準は不合理というべきであるが、日本の規制基準は、9・11の経験を何ら活かしていない。

前記の通り、設置許可基準規則の解釈42条1項(a)では、特定重大事故等対処施設は離隔要件を設けるか、あるいは頑強な建屋に収納すればよいことになっているが、米国同時多発テロの事実を踏まえるならば、航空機は複数機が衝突することを想定すべきであり、原子炉建屋と同時に、航空機テロ対策の拠点である特定重大事故等対処施設も狙われると考えるべきである。建屋の頑強性は、離隔にかかわらず常に備えていなければ、特定重大事故等対処施設として期待される性能に欠けると言うべきであり、前記設置許可基準規則の内容は不合理である。設置許可基準規則39条1項4号、同規則40条においては、特定重大事故等対処施設について、耐震設計や耐津波設計を求めており、特段故意の航空機衝突と同時に発生するとは言えない地震や津波をも想定した設計を求めていながら、なぜ同時に発生する可能性が相当程度ある別の航空機が衝突することを想定した設計を常に求めないのか、首を傾げるしかない。

新規制基準は特定重大事故等対処施設につき常に建屋の頑健性を求めない点で、原子炉等規制法43条の3の6第4号の委任の趣旨に反するものである。被告電源開発がどこにどのような特定重大事故等対処施設を造るつもりなのか知らないが、建屋の頑健性を有しない特定重大事故等対処施設を建設する蓋然性があり、そのときになされる本件処分は違法と言う他ない。

- 8 以上からすれば、大間原発については、故意の航空機衝突に起因した原子力災害によって原告の権利が侵害される具体的危険性は否定できず、その損害は重大である。

- 9 なお、特定重大事故等対処施設は、当初は新規制基準施行から5年の猶予期

間が定められていたが、後に相当数の原子炉で再稼働までにこれが間に合わないことが判明し、工事計画認可から5年に猶予期間が改められた（甲A35）。被告電源開発は原告に対し、運転開始までに重大事故等対処施設の工事を終了すると説明している（甲F9）が、運転開始までに被告電源開発が特定重大事故等対処施設を建設するかどうかは依然として不透明である。

第4 信頼確認制度の不備

- 1 一般にテロというと外部からの攻撃を想定しがちであるが、作業員等内部情報に精通した人間による機密情報の漏洩・テロリストの侵入幫助や、自ら攻撃を加えたりする内部脅威の存在も忘れてはならない。
- 2 米国の規制にあるDBT（設計基準脅威、設計基礎脅威）から描かれる典型的な核テロシナリオでは、テロリストが、内通者からの事前の情報を得て緻密な作戦を立て、高度な武器を持って複数の進入路から同時に侵入を仕掛けてくることになっている。

作業員をはじめとする原子力施設従事者の信頼性確認制度は、テロリズムによる原子力災害の防止のためには極めて重要といえる。

この点、例えば、米国においては、国家安全に係る業務に就く者又は就こうとする者に対する信頼性確認制度（セキュリティ・クリアランス制度）があり、身元の裏付け、職歴、学歴、クレジット情報、犯罪歴、軍経歴等で個人の性格や評判を確認し、これに準じて、原子力施設に立ち入る者についても同様の確認制度があり、事業者の確認義務が法定されている。上記の個人情報に加え、心理学的評価や行動観察、アルコール・薬物依存チェックも求められる（甲A36・5頁）。

- 3 これに対し、日本は、平成10年（1998年）に改訂されたIAEA勧告Rev. 4において、既に個人の信頼性確認の実施が勧告されていたにもかかわらず、主要な原子力利用国の中で唯一、原子力施設における信頼性確認制度を導入していない状況にあり、核セキュリティに関するNGOであるNTIが平

成24年(2012年)1月に発表した核セキュリティ状況の国別ランキングによると、個人の信頼性に係る評価項目において、日本は32か国中30位とされている(甲F10・7頁)。

- 4 さらに、作業員などがUSBメモリを持ち込むことで、容易に発電所のシステムをウイルスに感染させることもできる。

実際、平成22年(2010年)9月、イランの原発等のコンピュータ約3万台が、産業用システムを標的とする「スタックスネット」と呼ばれる不正プログラムに感染していた。原子炉が制御不能に陥り、暴走するおそれがあった旨も指摘されている。スタックスネットは、インターネットに接続していないシステムにもUSBメモリ等を介して感染することが分かっている(甲F11)。

日本でも、平成26年(2014年)1月2日、高速増殖炉「もんじゅ」で、中央制御室内にある業務パソコンがコンピューターウイルスに感染した事件が発生している(甲F12)。

- 5 このように、本件原発を含む日本の原発の内部脅威対策は、「確立された国際的な基準」を踏まえておらず、また、深刻な災害が万が一にも起こらないというために必要な対策が講じられているとは到底いえないから、原告の権利侵害の具体的危険性が認められる。

第5 侵入者対策の不備

- 1 警察庁は、平成24年(2002年)FIFAワールドカップを機に、原子力関連施設警戒隊を全国の原発に配置した。平成24年(2004年)以降、原子力関連施設警戒隊は専門部隊として編成され、テログループの侵入を想定した自衛隊との共同訓練等を実施している。福島第一原発事故の後、全国で200人以上増員、ライフルやサブマシンガンも配備し、原発の電源を守るため警備の範囲を広げている。

しかし、現在行われている訓練に対して、元海上自衛隊・特別警備隊先任小隊長である伊藤靖氏は、以下のような批判をしている(甲F13・183~184

頁)。

そもそも原発テロを起こす「潜入者」について、電力会社も政府もほとんど現実的なイメージを持ち得ていない。また、いかなる技術、技能、装備を持って、どんな戦術を使うのか、さらに目的はどのようなものが考えられるのか、それらについての思考は皆無に等しい。…現在の「原発テロ対策」訓練を見て私が感じるのは、「ノルマのための訓練」という臭いだ。防護能力を高めることより優先されているのは「訓練をした」という既成事実をつくることであり、真剣さを感じない。

以上の通り、仮に大間原発の警備に警察庁や自衛隊が当たることになったとしても、テロリストによる原子力災害を防止するための実効性はない。

警察庁によると、原子力規制委員会も警察庁と連携して事業所等に定期的に立入検査をしている（甲F15「警備情勢を顧みて」5頁）と言うが、原子力規制委員会には原発の対テロリスト警備について審査する権限も能力もない。

2 米国では、NRCが定めたDBT（設計基礎脅威）に対応した仮想敵チームによる「模擬攻撃」（FOF）が定期的に実施されている。ここでは、仮想敵チームが重要な安全系機器を破壊するために外から侵入を試み、これを原発のチームが防衛する。ただし、実弾の代わりにレーザー光線が発射され、被弾がわかるようにレーザー光線のセンサーが付いた服を着て行う。爆弾も同じように模擬されている。防衛側のチームには、いつ頃「模擬攻撃」があるか知らされるが、シナリオは教えられていない。訓練期間中、複数のシナリオに基づいた攻撃が、数日にわたって実施される（甲F20・559～560頁）。

3 このように、米国のテロ対策訓練は、日本とは比べ物にならないくらい高いレベルだが、それでも、警備員が銃で武装し、24時間態勢で警戒に当たる世界最高水準の警備だとされてきた、テネシー州オークリッジにあるY-12国家安全保障複合施設（ウラン濃縮設備を持つ核兵器貯蔵施設）で、平成24年（2012年）7月、82歳の女性ら平和団体のメンバー3人が不法に侵入する事件が発生した。このような核関連施設への侵入事件は、環境保護活動家らに限らず、

世界中で相次いで発生している（甲F20・557～559頁，甲F14）。

- 4 以上のとおり，本件原発を含む日本の原発における侵入者対策は，米国等における水準から見て極めて低いレベルにあり，また，日本とは比べ物にならないくらい高いレベルにある米国等の核関連施設でさえ侵入を許している事実を鑑みれば，深刻な災害が万が一にも起こらないというために必要な対策が講じられているとは到底いえない。

大間原発を武装したテロリスト集団が襲撃し原子力災害に至るリスクは許容できるものではなく，原告の権利が侵害される具体的危険性が認められる。

第6 他国からの武力攻撃の危険性

- 1 防衛省によると，平成28年（2016年）2月から同年9月までの間に，北朝鮮は合計13回も弾道ミサイルを発射している（甲F16「2016年の北挑戦によるミサイル発射について」2頁）。被告国は，北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における「全国瞬時警報システム（Jアラート）」を構築し，国民の警戒をホームページで呼びかけている（甲F17北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達に関するQ&A）。
- 2 山本太郎参議院議員が平成27年（2015年）7月29日に参議院「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」でした質問に対する安倍晋三内閣総理大臣，田中俊一原子力規制委員会委員長及び大庭誠司内閣官房内閣審議官の答弁によると，政府は，「北朝鮮による弾道ミサイル能力の増強等は我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威と認識している」が，原子炉が弾道ミサイルの攻撃を受けて放射能が放出されるという事態は想定しておらず，また，弾道ミサイルが直撃した場合の対策も求めておらず，弾道ミサイルなどの武力攻撃により原子力災害が発生した場合の住民防護については，「あらかじめ地域を定めて避難等の措置を講ずるものとするものではなく，事態の推移等を正確に把握して，それに応じて避難等の対象範囲を決定する」として

いる（甲A37・39～43頁）。

3 しかし、平成5年（1993年）3月に北朝鮮が核拡散防止条約からの脱退を表明したことを受けて、自衛隊の制服組のトップである統合幕僚会議が極秘裏にまとめた「K半島事態対処計画」という内部文書によれば、「西日本地域におけるTBM（戦域弾道ミサイル）対処」の項目の冒頭で「自衛隊独自で対処することは困難である」とあっさり白旗を上げている（甲F18・147頁）。ここでは「西日本地域」とされているが、北朝鮮と同緯度にある大間原発であれ北朝鮮の弾道ミサイルの脅威は大して変わらないであろう。

4 さらに、いざ有事となれば、前記第2で述べた特定海域に面した立地の特殊性からして、特に大間原発は敵国の攻撃目標になるおそれがある。自衛隊が、平成28年（2016年）10月1日、津軽海峡に侵入した敵の艦船をミサイルで攻撃するという想定での訓練を実施している（甲F19 2016年10月2日函館新聞）ことから分かる通り、津軽海峡は安全保障上の要所であり、そこにフルMOXの原子力発電所が建設されれば、武力攻撃事態における原告の権利侵害の危険性は非常に大きくなる。自衛隊の訓練では、百数十キロメートル離れた距離の敵艦船をレーダーで発見しミサイルを発射する想定になっていたが、実戦ではシナリオ通りにはいかない。民間船籍の船に偽装した敵艦船から突然武力行使される危険性や、特殊上陸部隊に急襲される危険性があり、その場合自衛隊が大間原発を防衛することは不可能に近い。

5 以上の通り、大間原発が弾道ミサイル等他国の武力行使により攻撃された場合、大量の放射性物質が放出される事態を防ぐことは極めて困難である。

上記国会答弁のようにこのような事態を想定せずして、深刻な災害が万が一にも起こらないといいうる程の対策を講じることは到底できず、大間原発における重大事故による原告の権利侵害の具体的危険性は明らかである。

以上